

# Property rights go East

## 中国における知的財産権

Nature Vol.438(420-421)/ 24 November 2005

David Cyranoski

中国の特許権に対する取り組みが大きな転換期を迎えている。David Cyranoski が報告する。

北京や上海の街を歩いていると、海賊版DVDや偽物のロレックス時計を売る店を何軒も目にする。これを見て多くの旅行者は、特許権が中国国内でまったく保護されていないと単純に思い込む。

しかしあまり知られていないことだが、その舞台裏で中国は、知的財産保護への取り組みを急速に強化してきているとみる知的財産権の専門家が增多している。そうした専門家たちは、特許権侵害を恐れて中国への進出を避けてきた研究集約型産業の各企業が、中国国内で急増中の、適切に保護された数多くの発明を利用するチャンスを実は逃がしているのかもしれないと指摘する。

北京大学分子医学研究所の開設を記念して、2005年10月17～18日に開催されたフォーラムでは、これらの論点が大きく取り上げられた。知的財産研究所（ロンドン）の会長Ian Harveyは、会場を埋めつくした研究者や製薬会社関係者を前に、中国の知的財産保護の状況について意外なほど楽観的な報告を行った。

「法的インフラは世界でもトップクラスだ」と話すHarveyは、ブリティッシュ・テクノロジー・グループの前会長で、30年前から中国を訪れている。北京にある国家知識産権局（特許庁）は、「良質な特許をリーズナブルなコ

スト」で付与すると彼はいう。中国の知的財産基本法は、1984年に制定されて以来、数回の改正を経ている。また、国家知識産権局では、2001年の世界貿易機関（WTO）加盟以降、数百人の審査官を新規採用している。

### 特許付与件数の増加

中国が知的財産保護に真剣に取り組むようになったことには、十分な理由がある。中国国内で自分たちが取得する特許件数が増えているのだ。Harveyのデータによれば、2002年の中国の大学からの特許出願数は米国のそれに匹敵し、英国の6倍にもなる（グラフ参照）。出願特許の内容にはバラツキがみられるのかもしれないが、特許出願が活発になっているという事実は否定できない。香港大学の副学長Paul Tamは、中国の知的財産重視の傾向は大学での研究活動のあり方を変えつつあるとし、「特許が研究レベルの証だと考えられるようになってきている」と話す。

「中国人民が数千件の特許を所有しているという事実ほど、特許の保護にとってよい状況はない」。こう語るのは、製薬メーカーWyeth社（米国マサチューセッツ州）の心臓血管・代謝疾患部門の責任者であるRobert Schaubだ。先のフォーラムに出席した数多くの製薬会社の関係者にと

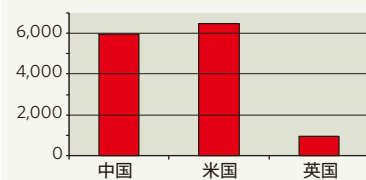
もに、Schaubも中国での共同研究の機会を積極的に探っている。

中国の特許制度における弱点は、法の執行にある。この問題が未解決であることはHarveyも認識していて、北京や上海といった沿岸部の都市では裁判所による特許法の執行が行われているが、内陸部の一部の地域ではそれが行われていないという極めて対照的な状況が存在するのだという。しかし特許侵害訴訟を審理する裁判所の数は増えており、迅速に判決を得られることが多くなっている。訴訟費用も低めである。Harveyによると、訴訟は通常1年未満で結審する。これに対してドイツでは18か月、英国では2年、米国では5～6年を要している。

特許法の執行は実効性をあげ始めている、と北京に本拠を置く法律事務所Liu, Shen & AssociatesのパートナーJianyang Yuはいう。特許侵害訴訟の提訴要件となる最低損害額が2004年の最高人民法院判決によって引き下げられ、訴訟を起こしやすくなった。2004年に中国国内の裁判所で審理された特許侵害訴訟の数は2,500件を超え、2003年比で20%増となった。「訴訟件数の伸びは、法制度に対する信頼の高まりを表している」とYuは話す。

それでも、まだ多くの企業は納得していない。中国で特許出願をするに偽物作りに情報を漏らすことになりかねないとして、一部の企業が中国国内で特許出願をしない状況を指摘するのは、Taylor Wessing 法律事務所（上海）に所属する弁護士

大学の国内特許出願状況（2002年）



Ralph Koppitz だ。彼は以前、欧州商工会議所の中国事務所知的財産部に勤務していた。

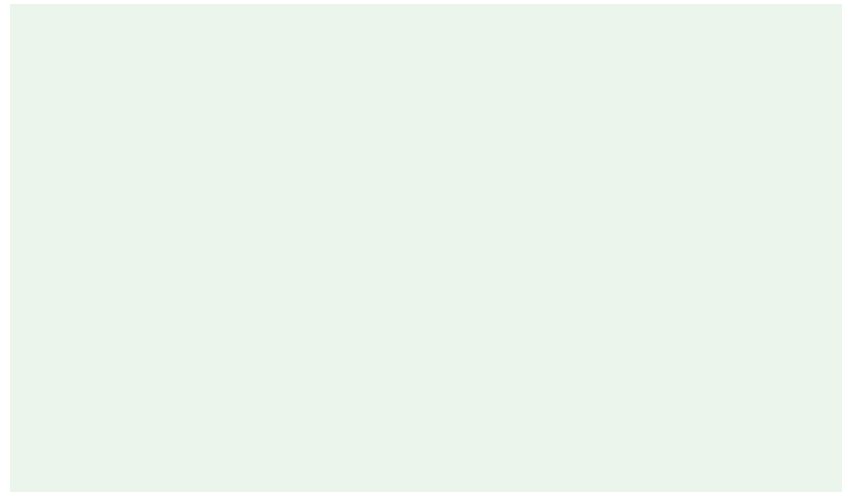
特許保護制度が施行されると、こうした戦略は大きな負担となって跳ね返ってくる危険性があると Koppitz は説明する。「多くの企業は、いざ特許侵害訴訟を提起しようとして、中国国内で特許を得ていなかったことに気づくのだ」。

このような見方に懐疑的な論者は、ファイザー社の勃起不全治療薬「バイアグラ」を例に挙げて、中国の特許保護に対する手ぬるさを指摘することがある。「バイアグラ」の特許は中国国内の裁判所で無効とされ、現在控訴中である。「バイアグラ」はもともと心臓血管疾患の治療薬として特許を付与されたものだが、この訴訟ではファイザー社が同剤の二次用途に対する保護を求めているために問題が複雑化している、と NuPharm Intellectual Property (英国ホームズチャペル) に所属する特許専門の弁護士である Steve Smith は指摘する。

### 少ない紛争

Smith は、中国における大規模な知的財産権侵害に対する不安について、製薬のような科学主導型産業の企業にとって「現実問題というよりは意識の問題なのだと思う。具体例をたずねても、実際に挙げられる人はいない」と話す。

製薬業界では、特許をめぐる紛争はわずかしかみられない。これに対し、他の業界では紛争の数が増えている。これについて Yu は、新薬開発や臨床試験のコストが非常に高いため、初めから裁判に持ち込まれても勝てるような薬剤を使ったビジネスを考える人がほとんどだからだと説明する。「他人の特許を侵害する可能性のあるような会社に 1,000 万ドル



中国におけるバイアグラ (ファイザー社) などの薬剤のコピー品生産販売は、まもなく衰退する可能性があるといわれている。

(約 12 億円) を投資する人がいるだろうか。十中八九いないだろう」。

これに対して中国における商標保護の問題や偽医薬品も含む工業製品の偽造は、未解決の重大問題である。地方都市の裁判所は、地元の偽物メーカーに制裁を發動しないと Koppitz はいう。しかし、研究に基づく新たなアイデアは有効に保護できるため、それに気づいたハイテク企業が中国への委託研究を増やしている。

このようなトレンドの恩恵を受けている企業の 1 つが WuXi PharmaTech 社 (上海) だ。同社は 2001 年に創業したばかりだが、すでに世界の製薬会社のトップ 20 社のうち、18 社の薬剤を受託生産している。

アイデアの盗用が大きな脅威であることは、同社社長の Ge Li も認めている。そこで WuXi 社の工場では、厳重なセキュリティ体制が敷かれている。相手方企業から受け取った資料についてはデジタルコピーを作成し、公証人に認証してもらい、特許紛争になったときにその文書を先例とできるようにしている。「顧客企業は、私たちの会社を訪れると安心して帰っていく」と Li はいう。

しかし Li の最強の武器は、不正行為を行う従業員に対して、法的制度に訴えることも辞さない点にある。もし社内で知的財産と関係するものを盗む者がいれば、「その責任を追及する。知的財産の保護は、我が社にとっての生命線だ」。

このような献身的な姿勢が、研究指向型の企業を納得させている。2004 年 11 月、ロシュ社が中国での開発部門の開設を発表し、2005 年はノバルティス社がそれに続いた。

今はしずくのような小さな流れも、中国の研究施設がみせている科学的技能の向上と、中国の製薬市場の拡大 (2004 年には前年比 28% 増の 200 億ドル市場に成長、世界第 7 位となった) に企業が呼応するようになれば、まもなく洪水のような流れとなる可能性がある。また、中国人研究者やエンジニアによる米国特許の出願件数は、2002 年に約 600 件だったものが、昨年は 1800 件となった。中国をより真剣に考えるときが来ていると Harvey は断言する。そして、「中国は知的財産の主要国の 1 つになるだろう。場合によっては最強国となる可能性もある」と話した。 ■